

仕 様 書

1 件名

令和3年度「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会」広報業務企画・運営委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局（以下「委託者」という。）が指定する場所

4 目的

全国高等学校総合文化祭は「文化部のインターハイ」とも称される、国内最大規模の高校生芸術文化活動の祭典である。昭和52年度から各都道府県が持ち回りで開催しているが、令和4年夏に、東京都で初めて開催される。全国高等学校総合文化祭は、高等学校の教育の一環として高等学校生徒に各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、創造的な人間育成をはかるとともに、文化活動をとおして全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図るものである。

この第46回全国高等学校総合文化祭東京大会（以下「大会」という。）を開催するに当たり、高校生をはじめとする都民の認知度を高めるとともに、開催気運の醸成を図るため、東京ならではの視点を盛り込んだ効果的・効率的な広報を計画・実施することを目的とする。

5 広報戦略の考え方

- (1) 他の全国大会等と比較して本大会の認知度が低い傾向にあることから、大会基本方針をふまえ、大会本番までを見据えて、主に、都内の高校生並びに国公立の中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校等をターゲットとして効果的に伝わる戦略的な広報を展開する。
- (2) Web、SNS、デジタルサイネージ等を活用した、デジタル社会ならではの視点を盛り込んだ広報を展開する。
- (3) 江戸期から脈々と受け継がれてきた伝統文化と世界をリードする最先端の技術が共存する、多様で魅力的な都市・東京ならではの視点及び大きな経済規模と洗練された巨大な市場である東京の特性を踏まえた広報を展開する。

6 通則

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、大会開催の趣旨及び事業内容を十分に理解した上で、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、業務を進めるものとする。
また、本仕様書に定めのない事項及び解釈について疑問が生じた事項は、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、「生徒が主体となった、大会の企画・運営を行う。」という大会の趣旨に鑑み、積極的に

高校生を企画・運営に携わらせるよう努め、その支援を行うこと。

- (3) 受託者は、本業務を進めるに当たり、大会基本方針、テーマ、愛称・ロゴ、シンボルマーク、イメージカラー、イメージソング、マスコットキャラクター等を十分生かすとともに、これまでの制作物に沿い、統一感のあるデザインとすること（別添1「参考資料」及び大会公式ホームページ参照 URL：<https://tokyo-soubun2022.ed.jp/>）。
- (4) 本業務の履行にあたっては、広報戦略に効果的に活かすことができるKPI（Key Performance Indicator）を設定すること。
なお、KPIの設定においては委託者の了解を得ること。
- (5) 本業務委託において実施した内容に関し、広報の効果測定を実施し、分析を行い、広報や企画の展開に生かすこと。なお、効果測定実施後の報告は、四半期ごとに行い、KPIに対する評価（良好点・問題点の抽出、改善点の提示）を含めること。
- (6) 受託者は、計画作成に当たり、業務を適切に行うために必要となる人員配置などの計画について、委託者と十分協議の上、適切かつ必要な事務を行うこと。
- (7) 本委託業務の企画・実施に当たっては、全国高等学校総合文化祭の趣旨に基づき、主たる企画及び運営者が高校生であることを踏まえ、高校生の企画の具現化に努めるとともに、高校生を主体的に企画・運営に携わらせること。
- (8) 業務に関する協議や打合せ等は、委託者が必要とした場合に随時行うものとする。
また、受託者は、生徒業務別委員会との連携を図るため、各協議や打合せ等に出席するものとする。
さらに、受託者は、各協議や打合せ等において、委託者が指示する資料や情報等を提供するものとする。
- (9) 受託者は、適切な進行管理を行い、期限を遵守し、確実に業務を執行すること。
- (10) 本委託に関する事故やトラブル等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

7 委託項目

- (1) 広報業務計画等の策定・実施
- (2) 広報ツール・デザイン制作
- (3) おもてなしの企画・発信
- (4) 公式ホームページの新規ページ作成
- (5) 企業協賛関係業務

8 委託内容

詳細は別紙1「委託内容」を参照のこと。

委託者と詳細に協議するとともに、生徒の参画を促し、委託者の承認を受けて業務を進めていくため、以下の体制を整えること。

- (1) 委託者が開催する会議への出席

総務委員会及び広報イベント委員会との連携を図るため、委託者が開催する委員会の会議（年7回程度の開催を予定。）へ出席すること。また、必要に応じて会議資料を作成すること。

(2) 業務定例会の実施

本委託業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に緊密な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、最低月1回程度の東京都実行委員会事務局における業務定例会（打合せ）に対応できる体制を整えること。

また、議事録を作成すること。

(3) 業務実施計画表等の提出

履行期間内で十分な成果が上がるよう必要な業務実施体制をとり、契約締結後7日以内に以下の書類を提出すること。

ア 業務実施計画表

イ 業務実施に伴う組織図、人員配置図、名簿等

ウ 委託者と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を記載した書類

9 機密保持及び個人情報の保護

(1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後に退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、委託者に処分の報告を行うこととする。

(4) 本契約の履行に当たって、委託者が貸与するデータ等に記載された個人情報は、全て委託者が保有する個人情報とする。個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおり。

10 著作権等

(1) 本委託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条の権利を含む。))は第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。

また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。

なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図板（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 受託者は、本委託の成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、委託者が承認した場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本委託の成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

11 その他

本契約の履行に当たっては、別紙4「1 東京都グリーン購入推進方針」、「2 環境により良い自動車利用」及び別紙5「都庁プラスチック削減方針」を遵守すること。

また、業務の履行にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受注者からの申出を踏まえ、発注者間において、契約金額の変更、納入期限の延長のための協議を行う。この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については、受発注者間での協議を踏まえ、適切に対応する。

12 支払方法

履行完了確認後、受託者の適法な請求に基づき一括で支払う。

13 連絡先及び担当

第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎15階南側

東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合文化祭担当内

電話：03-5320-7497 メールアドレス：S9000020@section.metro.tokyo.jp